

安八町告示第63号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成31年4月13日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成31年4月25日

安八町監査委員

清

伸二

安八町監査委員

大平

文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name]

2 請求書の受付

平成31年4月13日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年4月13日に支出した、[Redacted] 280m1代（2,124円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
[Redacted] 280m1代
- 平成29年度 証拠書類貼付台紙（請求書）
- 伺い 支出命令の取り消しについて
（平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費）

4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成31年4月15日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年4月13日に支出した、XXXXXXXXXX 280 m 1代(2,124円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年4月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、平成31年4月20日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、平成31年4月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象部署を総合体育館とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1) 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年2月8日(木)、午後7時00分から、「第1回安八町スポーツ推進委員推薦委員会(以下「委員会」という。)」が、安八町立中央公民館で開催された。
- (2) (1)は、平成30年度及び31年度における安八町スポーツ推進委員(以下「推進委員」という。)を推薦するためのものであった。
- (3) (2)にて推薦された者は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により安八町教育委員会から推進委員として委嘱され、委嘱された推進委員は、職務、定数、任期、服務、研修、委任等、安八町スポーツ推進委員に関する規則に基づき、その職務を遂行することとなる。
- (4) (1)の出席者は、平成30年1月17日付け「平成30・31年度安八町スポーツ推進委員の推薦について(依頼)[発信者 安八町教育長 渡邊 均]」にて案内を受けた13名の内9名であり、事務局は5名であった。
- (5) 委員会では、教育長あいさつ、推薦委員紹介、委員長選出の後に、協議事項として、①スポーツ推進委員概要説明、②推薦計画について、③推薦について等が出席者間で協議された。
- (6) (1)に事務局として出席した安八町総合体育館の職員は、委員会の出席者に本件請求書中、事実証明書②にいう、XXXXXXXXXX280mlを配布した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「平成29年度支出負担行為決議書兼支出命令書には「 280ml 代」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。そもそも本件支出が無くても行事の目的が達成できるものであるならば本件支出は違法若しくは不当な公金の支出であるというべきものである。また、2,124円の飲み物でなければ目的が達成できなかったのか、つまり、2,124円より安い飲み物でも目的が達成することができるのであれば違法若しくは不当な公金の支出であるというべきである。(地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。)

そして、本件行事が飲み物が無くても、若しくは2,124円よりも安い飲み物でも目的が達成されるものであった場合、また、本件支出が無かったら目的が達成できなかったと証することができなければ、違法若しくは不当な公金の支出であり安八町が損害を被ったといわざるをえない。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである(第6 判断に当たったの関係法令等について/1)から、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず(第6 判断に当たったの関係法令等について/2)、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており(第6 判断に当たったの関係法令等について/3)、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委

ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう [] 280m1代に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）の違法性若しくは不当性について検討することとした。

委員会の目的、経緯、出席者、内容等については、第5 事実関係の確認／(2)から(5)までのとおりであり、 [] 280m1の購入に係る公金の支出については、生涯学習の一環として、家族や地域の絆を深め、スポーツを通して健康づくりや人と人とのつながりの確立を目指す目的で、安八町スポーツ推進委員に関する規則に基づく活動に寄与する平成30年度及び31年度の推進委員を、スポーツ基本法の規定に基づく被委嘱者となるべき被推薦者を決定する本委員会に付随して支出されたものであることから、必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、説明会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由の記載のとおり、「本件も同様に、出席者相互で行われた意見交換に関する資料等が復命されておらず、行事の目的が達成されているかどうか、その結果がどのように町政に反映されているか等検証できない性質のものであれば、食糧費2,124円は補填され、支出命令の取り消しが行わなければならない。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

